平成23年３月31日
号外第８号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

条　例

○秋田県県税条例の一部を改正する条例（３０・税務課）……２

この号で公布された条例のあらまし

◇**秋田県県税条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第30号）

１　次に掲げる不動産に係る不動産取得税の税額の減額措置について、その適用期限を平成23年６月30日（現行平成23年３月31日）まで延長することとした。（附則第16条関係）

⑴　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設

⑵　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）の規定に基づき入会権者又は旧慣使用権者が取得する一定の土地

⑶　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に規定する計画に従って譲渡される不動産

２　施行期日等

⑴　この条例は、一部を除き、平成23年４月１日から施行することとした。

⑵　秋田県県税条例等の一部を改正する条例（平成23年秋田県条例第13号）について所要の規定の整備を行うこととした。

条　　例

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県条例第三十号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項、第三項及び第五項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定（附則第一項、第三項、第五項及び第九項の改正規定を除く。）　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日

二　次項の規定（附則第一項、第三項、第五項及び第九項の改正規定に限る。）　公布の日

（秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2　秋田県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年秋田県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち秋田県県税条例附則第十六条第一項及び第五項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日の翌日」に改める。

附則第一項中「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日」に改め、同項第一号中「平成二十三年六月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に定める日」に改め、同項第二号中「平成二十四年一月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日」に改め、同項第三号中「平成二十四年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日」に改め、同項第四号中「平成二十五年一月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日」に改める。

附則第三項中「（平成二十三年法律第　　号）」を削る。

附則第五項中「平成二十三年十二月三十一日以前」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日の前日以前」に改める。

附則第九項中「平成二十四年四月一日前」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日前」に改める。

発行者　秋　田　県　　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　　秋田市山王七丁目５番29号